

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 11 日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る
体制届の提出期限等について

新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和 2 年 2 月 17 日付け障害福祉課事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」(同月 27 日同課事務連絡)において、障害福祉サービス等事業所における利用定員を超過しての受入れについての柔軟な対応等が国から依頼されているところです。

については、事業所が県に提出する体制届の取扱いを次のとおりとしますので、事務処理に遺漏のないようにしてください。

- 1 延長支援加算を含む新たな加算を適用する場合には、前月の 15 日までに変更届を県に提出する必要がありますが、令和 2 年 3 月及び 4 月サービス分については、届出期限を令和 2 年 3 月 25 日(水)に延長します。
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応として、サービス提供時間や人員体制を変更してサービスを提供する場合等は、サービス提供に必要な記録(利用児童やサービス提供内容、対応した職員の氏名や職種など)を正確に残しておいてください。